

旧片野家トライアル開放 実施要項

1. 趣旨

市では、横手城下の内町、外町と羽州街道沿いのエリアに残る歴史資源の活用によるまちなか回遊性の向上を目指すことにより、このエリアにおける地域資源の磨き上げを試み、観光資源や地域づくりにつなげたいと考えています。

同エリアに所在する旧片野家住宅について、城下町としての地域ブランディングの推進やまちあるきを通じた横手城下の歴史や文化の魅力発信の拠点としての機能を含めた整備を検討しています。本物件の持つ魅力やポテンシャルを引き出すため、幅広く個人、団体、民間事業者の皆様と旧片野家住宅の持つ可能性について調査することを目的に本事業を実施するものです。

2. 旧片野家住宅とは

横手城下の羽黒町にある旧武家地（内町）を利用した近代和風建築の住宅です。広大な敷地の周囲を板塀で囲い、明治から大正期にかけて建築されたとみられる主屋や煉瓦蔵が立ち並びます。羽黒町・上内町景観重点地区の核となっており、横手城下の歴史的風致を象徴する建造物の一つです。令和2年4月に横手市に寄贈されました。

敷地約5,200㎡で敷地の中央部に木造一部二階建ての主屋、1棟の煉瓦蔵、土蔵造の文庫蔵と味噌蔵の2棟が立ち並んでいます。主屋正面になる東方に表門を構え、敷地南東には主庭、主屋と表門の間に間庭が築かれています。

3. 旧片野家トライアル開放とは

市が所有する旧片野家住宅の敷地および建物の一部を活用したい個人、団体、民間事業者を募集し、日時限定で使用していただくものです。市は、同物件活用の方向性や事業との相性、需要などを確認することができ、民間では立地や使い勝手、集客などを確認することができるメリットがあります。

4. 実施スケジュール

事前相談 6月3日～

使用可能期間 8月1日～

5. 対象物件

(1) 所在地

横手市羽黒町10番20号 旧片野家住宅

(2) 備考

羽黒町、上内町地区景観重点地区に所在（平成25年4月）

横手市歴史的風致形成建造物に指定（令和3年4月）

国の登録有形文化財に登録（令和6年3月）

6. 施設利用料、使用可能部分、使用可能時間帯ほか

（1）施設利用料

利用料は無料とします。

※費用負担については以下の通りとします。

①使用に係る経費や物品などは自己負担となります。

②電気、水道、電話などを使用する場合は担当課と協議し、使用目的および使用内容が妥当と判断されれば光熱水費や電話料金は発生しないこととします。

③トライアル利用後の原状回復に係る経費は利用者の負担とします。

（2）使用可能部分

主庭・前庭の庭園部分、大広間、座敷などの主屋部分（二階は不可）とします。

（3）使用可能期間

8月1日から10月31日までとします。

（4）使用時間帯

午前9時から午後4時までとします。

7. 問い合わせ、事前相談

事務局 横手市まちづくり推進部横手の未来ともにつくる課（共創推進係）
〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号条里南庁舎
電話 0182-23-6767 [メール miratomo@city.yokote.lg.jp](mailto:miratomo@city.yokote.lg.jp)

8. トライアル開放の流れ

①事前相談	・利用希望者は事務局に対し、内容や使用方法を必ず事前相談することとします。 ・参加資格や提案要件に該当しない場合は内容の調整や取り下げを依頼することがあります。	使用30日前まで
②物件内覧 【任意】	・事前相談後、内覧を希望される場合は日程調整のうえ対応します。（原則、平日の日中）	
③提案書類の提出	・利用希望者から「利用申込書（様式1）」を提出してください。 ・原則、先着順となります。	使用30日前まで
④提案内容の審査	・「利用申込書」をもとに参加資格や提案要件を満たしているかの審査を行います。また、必要に応じてヒアリングを実施します。	

⑤審査結果の通知	・提案の採用可否を通知します。	
⑥実施準備	・当日に向けた準備を提案者が主体で実施します。必要に応じて事務局も助言します。	
⑦トライアル利用	・「利用申込書」に応じたトライアルを実施してください。	
⑧使用報告	・トライアル終了後、事務局に対し、「使用報告（様式2）」を提出してください。また、必要に応じて事務局から意見や改善点を伺います。	使用 30 日後まで

9. 参加資格条件

(1) 参加者の基本要件

- ・成年被後見人、被保佐人および被補助人でないこと。
- ・代表者またはその経営に事実上参加している者が集团的または常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者でないこと。
- ・宗教活動または政治活動を主たる目的としていないこと。
- ・提案書に虚偽の記載または重要な事実および事項に関し記載漏れがないこと。

(2) その他

- ・トライアル開放によるトライアル利用の対象となる者は、提案内容を実行する意思と能力を有する個人、任意団体、民間企業、NPO 法人などの法人とします。
- ・利用希望者は個人または団体とし、団体で利用希望する場合には、利用希望者の構成員を明らかにし、役割分担を明確にしてください。

10. 提案の要件

(1) 提案の要件

- ・企画趣旨を汲み、かつ実現見込みのある提案内容であること。
- ・原則、持ち込み火気の使用は不可とします。

(2) 対象外となる提案について

- ・政治的または宗教的活動
- ・商業宣伝を主たる目的とする活動
- ・青少年などに有害な影響を与える物販、サービス提供
- ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ・集团的または常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者による活動
- ・公序良俗に反するまたは反社会的な破壊の恐れがある活動
- ・その他、市が対象物件との関連性が低いと判断する行為

11. その他

(1) 提出書類の取り扱い

- ・提出書類の著作権は書類提出者に帰属しますが提出書類は返却しません。
- ・提出書類は本トライアル開放の目的以外には無断で使用しません。
- ・提案にあたっては、提案者の責任において関連法令などを確認し、使用における法令適合のリスクは利用者に帰属することとします。

(2) 同様企画提案の利用承認について

- ・施設の持つポテンシャル調査が本事業の目的であるため、過去に同様の企画での利用実績があるなど、既に調査済みの企画については使用を認めない場合があります。